

各関係機関 様

旭川市内におけるインフルエンザの警報発令について

令和5年11月28日(火)
旭川市保健所健康推進課
連絡先 26-1111 内線 2954

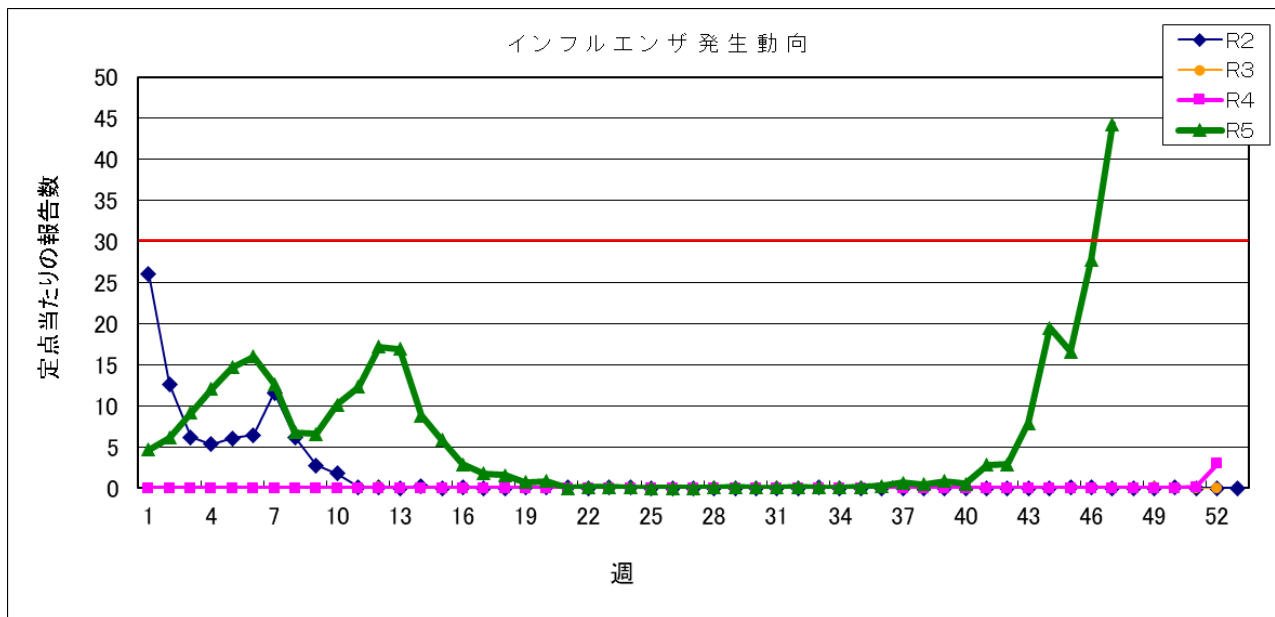
本市の感染症発生動向調査において、インフルエンザが流行発生警報の基準を超えましたのでお知らせします。

1 旭川市内のインフルエンザの流行状況

本市の感染症発生動向調査によると、令和5年第41週（令和5年10月9日～令和5年10月15日）からインフルエンザの流行期に入り、令和5年第44週（令和5年10月30日～令和5年11月5日）に、1定点当たりの報告数が19.54となり、令和5年11月7日にインフルエンザ流行発生注意報を発令しました。

その後、令和5年第47週（令和5年11月20日～令和5年11月26日）に、1定点当たりの報告数が44.31となり、流行発生警報の基準値を超えました。（本市の定点医療機関数：13医療機関）

○ インフルエンザ流行状況



※インフルエンザの流行期入り：基準値 1

※流行発生注意報：基準値 10

※流行発生警報：開始基準値 30，継続基準値 10

2 インフルエンザの症状

潜伏期間は約1～3日間で、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感などの症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、せき等の症状も見られます。

子どもではまれに脳症を、高齢者や免疫力の低下している方は、肺炎を伴うなど、重症になることがあります。

3 インフルエンザウイルスの感染経路

飛沫感染と接触感染の2種類があります。飛沫感染は、感染した人がせきをするこ
とで飛んだ飛沫に含まれるウイルスを別の人が口や鼻から吸い込んでしまい、ウイルスが体内に入り込むことです。

感染した人がせきを手で押さえた後や、鼻水をぬぐった後に、ドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスを含んだ飛沫が付着することがあります。

その場所に別の人が手で触れ、さらにその手で鼻、口に再び触れることにより、粘膜などを通じてウイルスが体内に入り感染します。これを接触感染といいます。

4 インフルエンザの予防方法

- (1) こまめな手洗いを心がけましょう。アルコールを含んだ消毒液で手指消毒するのも効果的です。
- (2) 加湿器などを使って適切な湿度（50～60％）を保ち、空気の乾燥を防ぎましょう。
- (3) 栄養と睡眠を十分にとり、抵抗力を高めましょう。
- (4) 人混みや繁華街への外出を控えましょう。
- (5) 室内では、1時間に1回程度、短時間でも部屋の換気をしましょう。
- (6) 予防接種は発症する可能性を減らし、発症した場合には重症になるのを防ぎます。ワクチンの効果が持続する期間は、一般的には5か月ほどです。流行するウイルスの型も変わるので、毎年接種することが望まれます。

5 インフルエンザにかかってしまった場合

他の人にうつさないことが大切です。同居している方、特に重症になりやすいお年寄りなどには注意が必要です。

- (1) 人混みや繁華街への外出を控え、無理をして学校や職場に行かないようにしましょう。
- (2) せきやくしゃみ等の症状のあるときは、できるだけ不織布製マスクを着用する等、せきエチケットを徹底しましょう。
- (3) 家族が患者さんと接するときにはマスクを着用し、お世話の後はこまめに手を洗いましょう。
- (4) 安静にして休養をとり、水分を十分に補給しましょう。
- (5) インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれているため、外出を控える必要があります。学校保健安全法では「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています。

6 保健所の対応

市内医療機関、学校、施設等に対する情報提供及び注意喚起を行います。

7 新型コロナウイルス感染症との同時流行に備えて

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行により、多くの発熱患者が生じる可能性があります。

感染予防対策の徹底、感染時の備え等をお願いします。

【参考】（インフルエンザ注意報・警報とは）

厚生労働省・感染症発生動向調査事業の一環として、インフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数を週ごとに把握、集計し、過去の発生状況をもとに基準値を設け、保健所ごとにその基準値を超えると注意報や警報が発令されるシステム。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示しており、警報は大きな流行の発生、継続が疑われることを示します。

発令基準は、注意報については1定点当たりの受診患者数が1週間で10を超えた場合、警報については同じく30を超えた場合に発令され、警報発令後は1定点当たりの受診患者数が10を超えると警報が継続されます。

インフルエンザ警報・注意報についての詳細は、国立感染症研究所感染症情報センターのホームページでご覧になれます。（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>）
全道のインフルエンザ流行状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>）